

通帳機械払いによる無権限者への

預金払戻しにおける銀行の責任と預金者の過失

久須本　　かおり

一、はじめに

昭和四四年に日本で最初のC D機が設置されて以来、金融の機械化は急速に進み、現在ではコンビニに設置されたA T M機（現金自動入出機）で普通預金を入出金できるほど、気軽に利用できるまでに普及している。一方で、近年、盗難事件の多発に伴い、盗難通帳あるいは盗難カードを所持した無権限者に対する預金の払戻しをめぐる紛争が急増し社会問題化しているところであるが、その中には現金自動入出機を利用した無権限者への払戻しのケースも少なくない。非対面的な機械払いの場合には、印鑑照合を伴わず、かつ払戻しの場で払戻請求者の挙動等を総合判定することができないことなどから、窓口での払戻しの方法よりも無権限者への払戻しの危険が一層大きくなる。機械払いによる無権限者への預金払戻しの有効性については、カード規定上の免責約款により銀行の免責を認めた最二判平成五年七月一九日金商九四四号三三三頁がリーディングケースとして存在していたと

ころ、最三判平成一五年四月八日金商一一六五号七頁は、同じく機械払いによる無権限者への預金の払戻しについて、銀行に過失があるとして民法四七八条による弁済の効力を否定する判決を下した。平成一五年判決の事案は、盗難カードが使用された平成五年判決の事案と異なり、盗難通帳と暗証番号を使用して払戻しがなされたケースであるが、民法四七八条による銀行の免責を認めた第一審・第二審の判断を覆して無過失要件を厳格に解する判断を示しており、金融機関にとって平成五年判決よりも厳しい内容のものとなっているのみならず、預金者の帰責事由に関して新しい判断を示している点で注目される。最近、無権限者による預金払戻しにつき印鑑照合の点で銀行が敗訴する判決が下級審レベルで相次いで出されているが、平成一五年判決はこうした流れに呼応するものともいえ、実務に与える影響は大きいものと思われる。そこで、本稿では、平成一五年判決を紹介し、そこで示された法律構成に検討を加えてみたい。

二、事案、判旨ならびにその特徴

本件の事案は次のとおりである。

Xは平成一〇年一〇月一六日、Y銀行において貯蓄預金口座を開設して貯蓄預金契約を締結し、同契約に係る通帳(以下、「本件通帳」という)の交付を受けるとともに、キャッシュカードの利用を申し込み、交付を受けた。その際、Xは、暗証番号を自己の所有する自動車(以下、「本件車両」という)の登録番号の四桁の数字と同じ数字として届出をしていた。

一方、Y銀行では、暗証番号を登録した預金者が、通帳またはキャッシュカードを使用し暗証番号を入力すれ

は預金の払戻しを受けることができる現金自動入出機を設置していた。なお、Y銀行のカード規定には、キャッシュカードを使用して預金の払戻しが受けられる旨の規定があり、また、使用されたキャッシュカードの磁気的記録によってカードの真正を確認し、入力された暗証番号と届出暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをした場合には、原則としてY銀行は責任を負わない旨の免責規定があったが、通帳を使用して現金自動入出機から預金の払戻しが受けられる旨の規定は、Y銀行の貯蓄預金規定、カード規定のいずれにもなく、また、同払戻しについての免責規定もなかった。なお、Xは、現金自動入出機でキャッシュカードを使用して預金の預入れをしたことはあったが、同機で通帳またはキャッシュカードを使用して預金の払戻しを受けたことはなく、通帳のみを使用して現金自動入出機から払戻しが受けられることを知らなかった。

Xは平成十一年一月二二日、本件通帳をダッシュボードに入れたまま、本件車両を自宅近くの月きめ駐車場に駐車したところ、二三日の午後一時ごろまでの間に本件通帳を本件車両ごと盗まれ、翌日の二四日に、何者かにより、本件通帳と暗証番号を使用して、Y銀行のA・B・Cの各支店の現金自動入出機から一七回にわたり合計八〇一万円が引き出された（以下、「本件払戻し」という）。Xは二三日に、本件車両の盗難届を出したが、夜になって本件車両のダッシュボードに本件通帳を入れていたことを思い出して、二四日にY銀行に本件通帳の喪失届をしたが、本件払戻しの終了後のことであった。

そこでXはY銀行に対し、本件払戻しが無効であり、そうでないとしても債務の本旨に従った履行とはいえないなどと主張して、本件払戻しに係る預金八〇一万円の返還または債務不履行に基づく損害賠償として同額の金員の支払およびこれらに対する商事法定利率による遅延損害金の支払を求めた。

第一審（福岡地判平成一三年四月一八日・判例集未登載）・第二審（福岡高裁平成一三年二月二五日・判例

集未登載)はともに、本件払戻しに民法四七八条の適用があり、Yは無過失であったとしてXの請求を棄却した。

これに対し、上告審である最三小判は、次のように判示して、原判決を破棄し自判した。

「無権限者のした機械払いの方法による預金の払戻しについても、民法四七八条の適用があるものと解すべきであり、これが非対面のものであることをもって同条の適用を否定すべきではない。

債権の準占有者に対する弁済が民法四七八条により有効とされるのは弁済者が善意かつ無過失の場合に限られるところ、債権の準占有者に対する機械払いの方法による預金の払戻しにつき銀行が無過失であるというためには、払戻しの際に機械が正しく作動したことだけでなく、銀行において、預金者による暗証番号等の管理に遺漏がないようにさせるため当該機械払いの方法により預金の払戻しが受けられる旨を預金者に明示すること等を含め、機械払システムの設置管理の全体について、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたことを要するといふべきである。その理由は、次のとおりである。

機械払の方法による払戻しは、窓口における払戻しの場合と異なり、銀行の係員が預金の払戻し請求をする者の挙措、応答等を観察してその者の権限の有無を判断したり、必要に応じて確認措置を加えたりすることなく、もっぱら使用された通帳等が真正なものであり、入力された暗証番号が届出暗証番号と一致するものであることを機械的に確認することをもって、払戻請求をする者が正当な権限を有する者と判定するものであって、真正な通帳等が使用され、正しい暗証番号が入力されさえすれば、当該行為をする者が誰であるのかは全く問われないものである。このように機械払においては弁済受領者の権限の判定が銀行側の組み立てたシステムにより機械的、形式的にされるものであることに照らすと、無権限者に払戻しがされたことについて銀行が無過失であるというためには、払戻しの時点において通帳等と暗証番号の確認が機械的に正しく行われたというだけでなく、

機械払システムの利用者の過誤を減らし、預金者に暗証番号等の重要性を認識させることを含め、同システムが全体として、可能な限度で無権者による払戻しを排除し得るよう組み立てられ、運営されるものであることを要するといふべきである。」

「被上告人（Ｙ銀行）は、通帳機械払のシステムを採用していたにもかかわらず、その旨をカード規定等に規定せず、預金者に対する明示を怠り（なお、記録によれば、被上告人においては、現金自動入出機の設置場所に「ＡＴＭご利用のおお客様へ」と題する書面を掲示し、「当行の通帳・カードをご利用のおお客様」の払戻手数料を表示していたことが伺われるが、これでは預金者に対する明示として十分とはいえない）、上告人（Ｘ）は、通帳機械払の方法により預金の払戻しを受けられることを知らなかったというのである。無権限者による払戻しを排除するためには、預金者に対し暗証番号、通帳等が機械払に用いられるものであることを認識させ、その管理を十分に行わせる必要があることにかんがみると、通帳機械払のシステムを採用する銀行がシステムの設置管理について注意義務を尽くしたというためには、通帳機械払の方法により払戻しが受けられる旨を預金規定等に規定して預金者に明示することを要するといふべきであるから、被上告人（Ｙ銀行）は、通帳機械払のシステムについて無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたといふことはできず、本件払戻しについて過失があったといふべきである。もっとも、前記事実関係によれば、上告人（Ｘ）は、本件暗証番号を本件車両の自動車登録番号の四桁の数字と同じ数字とし、かつ、本件通帳をダッシュボードに入れたまま本件車両を自宅近くの駐車場に駐車していたために、何者かにより本件通帳を本件車両ごと盗まれ、本件暗証番号を推知されて本件払戻しがされたものと認められるから、本件払戻しがされたことについては上告人にも帰責事由が存するといふべきであるが、この程度の帰責事由をもって被上告人に過失があるとの前記判断を覆すには足りない。

したがって、本件払戻しについて、民法四七八条により弁済の効力を認めることはできない。」
本判決の法律構成の特徴は次の三点にまとめられる。

第一に、現金自動入出機から盗難通帳と暗証番号を使用して預金が払い戻された場合にも民法四七八条の適用があることを明示した点である。後で詳しく検討するが、機械払いによる預金の不正払戻しのリーディングケースである平成五年判決では、銀行の免責約款が存在し、その有効性がもっぱら問題とされたため、民法四七八条に言及されることはなかったが、本件では預金規定やカード規定などに現金自動入出機から通帳と暗証番号を使用して払戻しをする場合の規定が存在せず、したがって免責規定も存在しなかった事案であったことから、民法四七八条の適用が直接問題となったものである。

第二に、通帳機械払いによる預金の払戻しについても民法四七八条が適用されるとした上で、同条による弁済が有効とされるために必要な弁済者の無過失要件についてより踏み込んだ検討を行い、その内容を具体的に提示した点である。無過失性、すなわち金融機関が注意義務を尽くしたかどうかは、支払時に限定して判断されるのではなく、利用者の過誤を減らし、預金者に暗証番号の重要性を認識させることなども含め、無権限者による払戻しを可能な限り排除できるようなシステムの設計・運営がなされているかという観点から、システムの全過程において判断されるべきことを明らかにした。本件では、Y銀行が通帳機械払システムを採用していたにもかかわらず、これを規定等に明示しておらず、Xも知らなかったことを、Y銀行が注意義務を尽くしたといえないと評価し、本件払戻しに過失があったと判断している。

第三に、預金者本人の帰責性が銀行の過失判断に影響を及ぼすことを明示した点である。本件では、暗証番号を自動車登録番号の四桁の数字と同じにし、かつ通帳をタッチボードに入ればなしにしておいたことを帰責

事由と認定したのであるが、結論的には、「この程度の帰責事由をもってY銀行に過失があるとの前記判断を覆すには足りない」としている。

以下ではこの三点につき順にその妥当性を検討していこう。

三、機械払いへの民法四七八条の適用と「無過失」要件

窓口において通帳と印鑑を使用した預金の払戻しが無権限者により行われた場合でも、民法四七八条の適用により銀行が善意・無過失である場合には免責されるとする法理は、判例上すでに確立しているが、現金自動入出機による取引では、払戻請求者と機械との間だけで行為が完了する非対面取引であるという点で、窓口における対面的な払戻しの場面と大きく異なることから、現金自動入出機により不正に預金が払い戻されたケースにも民法四七八条を適用して銀行の免責を正当化することができるかが問題となる。

機械払いの場合の銀行の免責に関する先例である平成五年七月一九日判決は、キャッシュカードの不正使用により預金が払い戻された事案につき、「銀行による暗証番号の管理が不十分であったなど特段の事情がない限り、銀行は、現金自動支払機によりキャッシュカードと暗証番号を確認して預金の払戻をした場合には責任を負わない旨の免責約款により免責されるものと解するのが相当である」と判示した。ここでは、もっぱらカード規定上の免責約款の効力の問題として銀行の免責が論じられており、民法四七八条の適用および免責約款との関係については明らかにされていない。

この点について、学説では、機械払いによる払戻しも民法四七八条の適用場面であることを認め、免責約款を

民法四七八条の具体化したものと捉える民法四七八条説と、機械払いの場合には窓口の対面取引の場合と異なり銀行の係員が払戻請求者の挙措・応答等から権限の有無を判断・確認することができず、したがって四七八条免責のための主観的要件である債務者の善意・無過失を観念できないことから、機械払いの場合には四七八条は適用されず、特約としての免責約款の効力によって初めて銀行の免責が基礎付けられるとする特約説の対立がある。民法四七八条説は、伝統的な通帳と印鑑による払戻しの場面で確立された法理をカードによる機械払いにそのまま適用するものであるが、主観的要件について両場面を同じように解すると、カードと暗証番号の確認さえ行われれば銀行の無過失を認めざるを得ず、銀行の免責の範囲が広くなりすぎるという問題が生じる。そのため、機械払いにおける弁済者の善意・無過失は、払戻しの場面に限られず、機械払いシステムの全過程において設置管理の安全性や信頼性が確保されているかを考慮して判断されるべきであるとする解釈が示され、通説的見解となっている。これに対して特約説でも、「免責約款は、銀行において必要な注意義務……を尽くさなかったため銀行側に過失があるとされるときには、当該約款を援用することは許されない」とする最一小判昭和四六年六月一二日金法六一八号五〇頁を踏まえて、約款さえあれば銀行が常に免責されるわけではなく、システムの安全性の欠如ゆえに不正な払戻しが行われた点で過失が認められる場合には、銀行が免責されないと解されている。いずれの説も、免責約款の効力を制限し銀行の免責の範囲を限定するため、銀行の免責を正当化する要件として機械払いシステムのセキュリティ体制全体に対する注意義務を果たすことを要求している点では共通しており、具体的に結論にそれほど違いはない。

本判決の事案が平成五年判決の事案と異なる点は、第一に、キャッシュカードによるのではなく、通帳を使用し不正払戻しがなされたこと、第二に、本件ではカード規定上、通帳機械払いに関する免責約款が存在しなかつ

たことである。第一点目については、窓口での払戻しと機械による払戻しとの性質上の違いはあるにしても、同じ機械払いであれば、使用された媒体がカードか通帳かで区別する必要はないであろう。第二点目について、本判決では、「無権限者のした機械払の方法による預金の払戻しについても、民法四七八条の適用がある」と判示しているが、端的に免責約款のような特約がないことを理由として銀行の免責を否定するのではなく、一般論として機械払いに民法四七八条が適用されることを明らかにした上で免責約款のないことを過失と評価するという方法を取っていることからして、本判決が民法四七八条説に立っていることは明らかである。本判決は、拡張しつづける民法四七八条の適用場面をまた一つ拡張するものと評価することができよう。

機械払いの場合にも民法四七八条が適用されるとしても、同条で解釈上要求されている弁済者の善意・無過失はどのように捉えるべきか。主観的要件について窓口での不正払戻しと同じ判断基準を用いることの問題点は既に指摘したとおりである。この点、本判決では、「債権の準占有者に対する機械払の方法による預金の払戻しにつき銀行が無過失であるというためには、払戻しの際に機械が正しく作動したことだけでなく、銀行において、預金者による暗証番号等の管理に遺漏がないようにさせるため当該機械払の方法により預金の払戻しが受けられる旨を預金者に明示すること等を含め、機械払システムの設置管理の全体について、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたことを要する」とし、主観的要件を機械払いシステム全体の設置・管理上の注意義務として捉える通説的見解に従うものであることを明らかにした。その上で、本件の事案にこの基準を当てはめ、「通帳機械払のシステムを採用する銀行がシステムの設置管理について注意義務を尽くしたというためには、通帳機械払の方法により払戻しが受けられる旨を預金規定等に規定して預金者に明示」しなければならぬのに、そのような規定を設けず、預金者への明示を怠ったことを過失と判断している。ここで

は、通帳機械払いの方法により払戻しを受けられることを規定等で預金者に明示していなかったことが、過失の判断を左右する決定的な事項として評価されているが、これは過失が払戻しの際の事情のみを考慮して判断されるのではなく、契約締結時に遡って判断されることを示しており、理論的には払戻しにおける免責の問題ではなく、むしろ契約締結時における説明義務違反の問題として捉える方が素直である。これについて中舎寛樹教授は「本件における民法四七八条の利用は、払戻し時における銀行の注意義務の範囲を払戻し時から逆算して拡大するという留まらず、預金契約については契約締結時における義務違反型の紛争も同条で処理し、同条を預金契約締結段階から払戻し段階までの全過程をフォローする規定として機能させることに通じ得る」と評価しているが、まさに的確な指摘といえよう。

しかしながら、このような考え方は、そもそも弁済時の善意・無過失のみを判断材料とする四七八条の伝統的解釈からは遥かかけ離れた、機械払い特有の新たな解釈といふべきものであり、これを四七八条から導きだそうとするのは理論的に無理があるし、預金の問題に限る限り四七八条で何でも処理しようとする判例の傾向には危惧を覚えざるをえない。むしろ、過失の判断が契約締結段階から払戻し段階までの長いスパンの中で、しかもシステムの全過程に及ぶという特徴を踏まえて、それに適合的な法理論を模索すべきである。

そこで注目されるのが、機械払いシステムにおける注意義務を債務不履行の規定の適用という局面で捉えるべきであるとする佐藤岩昭教授の見解である。この見解によると、「機械払いにおける銀行の」注意義務の構成要素は、「人的な注意義務（システムの設計・暗証番号という情報の管理・CD取引約款の整備など）から、『物的設備についての注意義務（カードを「ゼロ化」すべきか否か・どのような性能のCD機を各店舗に設置すべきか、端末機であるCD機とホストコンピューターとの接続方法など）』に至るまで、多種多様の要素を含むことにな

る」のであり、これを銀行の免責約款あるいは四七八条の適用の有無という局面だけで論じることには問題があるとする。むしろ、こうしたさまざまな局面において観念し得る銀行の過失を、民法四一五条の債務不履行の枠組みで捉え、銀行がなすべき「債務」とは何だったのか、その「債務の本旨」に従った履行がなされたかどうかをシステムの実態に即して端的に検討すべきであるとする。その上で、機械払いにおいて要求される銀行の注意義務を、「銀行はCD取引契約の債務者として、預金者に対し単にCD端末機による払戻し義務を負うだけでなく、銀行がCD取引のために施設・器械等を設置すべき場所やそれらの施設・器械等の管理、及び、銀行の管理下にあるCD支払システムに関する情報及び預金者に関する情報の保全管理について、預金者の預金債権を不正な払戻しから保護するよう配慮すべき義務を負っている」ものとして定式化されている^⑤。

この基準を本件に当てはめてみると、払戻し時における施設や器械の管理等について銀行の過失は認められないものの、通帳機械払いの方法により払戻しが受けられることを預金規定に明記しておらず、したがって預金者がこれを知らなかったことが、不正払戻しを防ぐための十分な説明義務ないしは情報提供義務を尽くしていないものと評価され、銀行の過失が認定されることになる。消費者契約法三条に規定されているように、機械払いシステムに伴うリスクに対する注意の喚起や、免責約款についての顧客に対する事前開示や説明は今日極めて重要となっていることは明らかであり、こうした義務を怠ったことを過失と評価する本判決の判断は適切なものであるといえる。しかしながら、この義務を四七八条の過失判断のなかに取り込むのではなく、端的に機械払いシステムの設置管理者として銀行が負うべき「債務」と構成すべきである。銀行の過失を預金契約上の注意義務違反と理解することにより、本来は弁済時に関する規定である民法四七八条を機械払いに適用することの解釈論上の困難性も回避することができる上、どのような債務の履行を怠ったがゆえに銀行が責任を負うのかが明らかになる。

これにより、預金契約上、銀行が果たすべき債務の内容も判決上具体的に表示されることになるので、銀行にとっては行為規範が明確になるといふメリットがあるし、ひいてはより安全かつ信頼できる次期システムの開発のインセンティブとなることも期待できるのではなからうか。

なお、本件で問題となったのは、通帳と暗証番号だけでカードを利用しないで払戻しができるシステムである。評釈によればこのようなシステムを採用している銀行は北九州地区の六行に限られているそうであり、その意味では特殊な払戻しの方法であるといえるが、本判決は通帳機械払いの単なる事例判決であるに留まらず、先に論じたように、機械払いによる払戻し一般に関する判断を示した重大な判決として位置付けるべきである。

四、預金者の帰責事由

本判決の三番目の特徴は、預金者側の帰責事由が銀行の過失判断に影響を及ぼし得ることを示した点にある。本判決は、暗証番号を自動車登録番号の四桁の数字とし、かつ通帳をタッチボードに入れたまま月きめ駐車場に駐車していたことを預金者の帰責事由と認定した。結論的には、「この程度の帰責事由をもってY銀行に過失があるとの前記判断を覆すには足りない。」としたが、これは裏を返せば、預金者側により大きな帰責事由が認められる場合には、銀行側の過失の認定が覆る可能性もあることを示している。

民法四七八条の伝統的な解釈では、債権者側の帰責事由は判断されないことになっているが、預金払戻しに関する民法四七八条の適用・類推適用の拡張に伴い、明文化債務者に要求された「善意」要件に、さらに解釈上「無過失」要件が付加されたこととのバランスから、債権者側の事情も考慮すべきであるということは、既に学

説上有力に主張されているところである。¹⁾これらの学説は、民法四七八条の適用を前提とし、その要件との関係で債務者の帰責事由を判断要素としてとり入れるものと、民法四七八条とは離れて債務者の帰責事由を考慮するものとに分けることができる。前者の見解の中には、民法四七八条を権利外観法理の一つの現れと捉え、民法一一〇条について言われているのと同じように、債権者側にも要件として帰責事由を要求する説と、²⁾債権者側の帰責事由を債務者の過失判断において斟酌すること、言い換えれば民法四七八条の「善意」の判断において両当事者の総合的事情を考慮すべきであるとする説がある。³⁾本判決は、機械払いの場合にも民法四七八条が適用されることを明らかにした上で、銀行の過失を判断する一資料として預金者の帰責性を考慮するものであり、後者の見解に立つものといえる。

では、民法四七八条の適用を前提として預金者の帰責事由を斟酌することはどのような効果として結論に反映されるのであろうか。民法四七八条の規定によれば、無権限者に対する弁済は有効か無効かのどちらかであり、中間的な効果は用意されていない。実際、本判決においても、預金者の帰責事由が大きければ銀行を無過失とすることができると考えられているように読める。この点については、学説上、有効か無効かのオールオアナッシングの解決ではなく、両当事者の帰責事由の割合に応じて過失相殺的な処理をすべきであることが有力に主張されている。また、下級審においても、銀行担当者が通帳と印鑑を持参した無権限者に対して預金払戻し・当座貸越による貸付等を行ったケースにおいて、権限の正当性を疑うべき事実が認められるにもかかわらず、確認措置をとらなかつた過失が認められるとして銀行の免責を否定しながらも、預金者側にも通帳管理に過失があったとして三割の過失相殺をした最近の判例が存在する。⁴⁾もっとも、この判決では、四七八条の適用場面に過失相殺を類推適用することがなぜ可能かに関する理論的説明はなく、また預金者側の通帳管理がどの程度杜撰だったのか

ということも明確にされていない。銀行・預金者の双方が有責の場合には過失相殺的処理が可能であることはいうまでもないが、銀行が無責の場合においても過失相殺を認めるべきかという点については見解が分かれており、あくまで銀行に過失があることを前提として預金者側の過失につき過失相殺を認めるとする説^⑤と、銀行の帰責事由の有無に関わらず、第一次的には無権限者に支払った銀行側の責任を認めた上で、更に預金者側に帰責事由があれば過失相殺すべきであるとする説^⑥がある。これらの見解は、窓口における払戻しの場合のように過失が払戻時に限定して判断されるのとは異なり、機械払いの場合にはシステムの全過程を通じて過失が総合的に判断される分、銀行側の責任が認められやすくなることを考慮し、過失相殺処理によりこれを軽減することを意図するものであるため、もっぱら機械払いの場合に限定して議論が展開されていることが多い。この点、機械払いの場合に限らず四七八条一般の問題として過失相殺を類推適用すべきであるとする主張もあるが、そもそも民法四七八条の適用場面において過失相殺が適用あるいは類推適用できるかという根本的な問題についてはほとんど議論がなされていない状況であり、判例上も、四七八条との関わりで過失相殺的処理が行われたものは先に触れた下級審判決が見られるのみである。

これに対して、民法四七八条とは離れて預金者の帰責事由を考慮する見解としては、三で紹介した特約説を前提とする見解^⑦と、債務不履行構成の中で帰責事由を考慮する見解^⑧とがあるが、いずれも預金者の帰責事由を過失相殺の手法によって斟酌することを主張するものである点で、先に述べた民法四七八条適用説での処理と共通する。損害の公平な分担という見地からすれば、たとえ預金者に過失が認められる場合であっても、銀行に機械払いシステムに関する過失さえ認められれば、銀行が全面的に責任を負うと解するのは妥当ではなく、預金者の帰責事由は何らかの形で斟酌されるべきである。しかしながら、民法四七八条や免責約款の通常の解釈にしたがって、

結論的に銀行か預金者のどちらか一方のみが全額の責任を負わなければならなくなるのでは、帰責事由を斟酌する意味は薄くなる。この点、銀行・預金者それぞれの過失の程度に応じて損害を割合的に分担することを可能にする過失相殺法理は、最も柔軟かつ妥当な中間的解決を導き出すことができる手法として優れているといえよう。しかしながら、その場合にはどのような法律構成によって過失相殺が類推適用されることになるのかを明らかにする必要がある。

機械払いの場合、銀行の免責を四七八条や免責約款によって正当化することには理論的に困難があり、むしろ銀行の過失を通常の債務不履行の枠組みの中で捉えるべきであるということとは三で述べたが、このような見解に立つと、次のような形で過失相殺が行われることになる。すなわち、債権者は相手方たる債務者に対して、信義則上の義務を何らかの形で負担しており、その義務の懈怠ゆえに過失相殺が類推適用され、請求できる債権額が減額される。これを預金の不正払戻しのケースに当てはめると、預金者も預金債権の円満な実現に協力すべき義務を預金契約上もしくは信義則上負っているものと解し、それが具体的には通帳やカード並びに暗証番号の管理・秘匿義務に該当するものとなる³⁴⁾が、こうした義務を怠った点に過失が認められれば、銀行の債務不履行により賠償されるべき金額から過失相殺により減額されるべき金額を差し引くという操作が行われることになる。

先に紹介した下級審判決も、この理論的枠組みに当てはめて説明することができよう。下級審判決では、通帳の保管について十分な注意を払っておらず、紛失後直ちに銀行に書面で届けなかったことを三割の過失として評価していることに鑑みれば、仮に本件において過失相殺が類推適用されたとしても、同程度の相殺的処理が行われたであろうと推測される。

銀行の債務不履行に基づく賠償金額から預金者の過失に相当する金額を減額する操作は、結果的には預金者に

よる払戻し請求を一部認容するという形をとって現れることになるが、これは裏を返せば、真の債権者による履行請求権を過失相殺法理によって割合的に縮減することを意味するのであり、この考え方は預金の払戻しの場面に留まらず、他のあらゆる債権関係においても同様に妥当するものであることは別稿で論じたところである。このように一般理論化して考えると、機械払いの場合のみならず、伝統的な四七八条の解釈の枠内で処理されてきた窓口における不正払戻しのケースにおいても、預金者に対して通帳や印鑑の管理義務を認め、その懈怠を過失相殺を通じて斟酌し、払戻し請求を一部に縮減するということも同様可能となるといえよう。

五、おわりに

本判決は、機械払いの場合にも民法四七八条が適用されることを明らかにし、同条の適用領域をまた一つ拡大した点、さらには、機械払いの場合において民法四七八条により要求される銀行の注意義務の内容を、窓口における払戻しとの本質的違いを明確にしつつ具体的に示した点において、通帳機械払いという特殊な方式に関する判決であることを超えて、機械払い一般に関する民法四七八条の適用及びその判断基準を示す判例として、今後は大きな影響力をもつことになるであろう。それと同時に、結果的には否定したものの、預金者の帰責事由が銀行の過失判断に影響を及ぼし得ることを示しており、下級審レベルでは民法四七八条の適用場面において過失相殺的処理が行われた判例が現れていることもあわせて、本判決が機械払いの場合に限らずおよそ民法四七八条の適用が問題となる場面において一般的に影響を及ぼす可能性を秘めたものと評価することができ、今後の判例の展開が注目される。もっとも、本判決において銀行の過失と評価されたのは、通帳機械払いに関する規定等を設

けておらず、預金者にその存在を認識させるための説明ないし情報提供を怠った点、換言すれば契約締結段階における説明義務違反が認められる点であって、これを民法四七八条で処理せんとするために、民法四七八条の伝統的解釈であるところの払戻し時における銀行の注意義務の範囲を、契約締結段階に遡って拡大しようとする本判決の考え方は、民法四七八条の趣旨や文言から逸脱し、理論的に無理があるという感は否めない。むしろ、端的に銀行の説明義務違反を預金契約における銀行の債務不履行と構成すべきである。このように考えることで、過失相殺の適用が理論的により容易になるというメリットもある。

いずれにしても、平成五年判決では、真正なカードと暗証番号が使用されていれば、暗証番号が銀行から漏れたような事情がない限り、銀行が無過失と判断され免責されているのに対して、本判決では、暗証番号などの重要性等を預金者に明示するなどの方策を採らなければ銀行に過失があるとされているから、事実上、銀行の無過失認定が厳格になっているものと解することができ、窓口における不正払戻しについて印鑑照合等の点で敗訴判決が続いている銀行にとっては、本判決を契機としますます厳しい状況に追い込まれることが予想される。銀行としては、約款上の手当てをはじめとして、預金契約締結時における口頭での説明や店頭掲示・チラシ等さまざまな手段を用いて、通帳機械払いシステムの存在および機械取引システムに伴うリスク等を預金者に十分周知させるとともに、暗証番号の設定・管理や通帳・カードの管理等について預金者に注意を喚起することが必要となる。それと同時に、より安全性・信頼性の高い機械取引システムの構築を図ることが早急に要請される。そもそも、預金の誤払いは、長らく我が国において本人確認の方法として使用されてきた印鑑が、本人のみに付着する証明手段ではないことに帰着するが、一方で、預金契約の締結時に本人を確認しない我が国の預金取引実務にも大きな原因がある。したがって、開発されるべき新システムは、預金契約の締結段階から本人の身に付着す

る手段を用いた安全な本人確認を可能とするものでなければならぬ。システムの再構築には巨額の投資が必要になるため容易に行うことはできないが、不良債権処理がひと段落し、遅れ気味だった個人金融分野のサービス改善に各銀行が目を向けるようになったことから、大手の銀行では、従来の磁気カードよりも安全性が高いということで、欧米で広く用いられているICカードの導入を順次進めつつあり、東京三菱銀行では、銀行カードとして初めて指紋で本人確認をする身体認証を採用するなど、より防犯性の高いシステムの導入が積極的に検討されつつある。これと同時に、盗難保険制度の活用も検討すべきであろう。

しかしながら、いかにシステムの安全性が向上しようと、システムには何がしかのリスクが内在することは避けられないことに鑑みれば、一方で銀行・預金者ともに無責の場合における公平なリスク分担の原理が立法あるいは約款改定の方策により模索される必要があるであろう。この点、アメリカの五〇ドル・ルールやドイツの一〇％ルールなどを参考にすべきであるとする指摘があるが、本判決の直接の論点ではないため、詳細な検討は他日を期すこととしたい。

注(1) 全銀協の行った金融機関に対するアンケート調査によると、近年における盗難通帳による払出しの件数及びその金額は次の通りである。

(全銀協ホームページより <http://www.zenginkyo.or.jp/>)

時 期	件 数	金額(単位 百万円)
平成二二年度	一一一八	二二七八
平成二三年度	七八六	一六五八
平成二四年度	二二九四	四二六五
平成二五年度(四月～二月)	五六七	一七三五

(2) 本判決の評釈として、香月裕爾・金商二一六五号二頁(二〇〇三)、中舎寛樹・金法一六八四号一頁(二〇〇三)、秦光昭・銀法六一八号一九頁(二〇〇三)、升田純・金法一六七四号四八頁(二〇〇三)、吉田光碩・金法一六七六号四頁(二〇〇三)ならびに同・判タ一一二四号八八頁(二〇〇三)がある。

(3) 東京地判平成一四年四月二五日、大阪地判平成一四年九月九日、東京地判平成一五年一月一五日、名古屋高判平成一五年一月二二日、以上四件全て金商一一六三号八頁以下、東京地八王子支部判平成一五年三月一〇日金商一一六九号四五頁。これに対して、銀行の免責を認めた最近の判例として、東京高判平成一四年七月一七日金法一六六七号九九頁、東京高判平成一四年二月一七日金法一六六六号七三頁がある。

(4) 最判昭和三七八年八月二二日民集一六卷九号一八〇九頁は、債務者が偽の物品受領書と届出印鑑に附合する偽造領収書を持参する自称代理人に対して弁済をした事実において、詐称代理人も民法四七八条にいう債権の準占有者にあたるとした。

(5) 四七八条説に立つものとして、林良平「CDカードによる払戻しと免責約款」金法一一二九号一三頁(一九八九)、吉原省三「キャッシュカードによる預金の払戻しと免責特約」金法一一二七号五頁(一九八九)、吉田光碩「判批」判タ七〇四号七四頁(一九八九)、松本恒雄「判批」NB L四二四号一〇頁(一九八九)、近江幸治「キャッシュカードに探る預金払戻しと銀行の免責」手研四二九号七頁(一九八九)、塚原朋一「判批」一一三〇号一頁(一九八九)、大西武士「判批」金判八二四号四三頁、山下友信「銀行取引と免責約款の効力」石田〓西原〓高木三先生還暦記念論文集「金融法の課題と展望」二〇〇頁(一九九〇)、岩原紳作「判批」判評三七五号三八頁(一九九〇)、木南敦「判批」ジュリ一〇三五号八四頁(一九九三)、杉田雅彦「判批」判タ八五六号四七頁(一九九四などがある。一方、特約説に立つものとして、西尾信一「CD(キャッシュ・ディスペンサー)による支払い」判タ四二九号三七頁(一九八二)、松田政行

「ネットワーク取引と表見責任(下)」NB L三二二号三〇頁(一九八五)、打馬||中田「新注釈民法(16)」四一六頁(一九八九)、伊藤進「判批」リマークス一号七六頁(一九九〇)、秦光昭「判批」NB L五五八号四四頁(一九九二)、河上正二「キャッシュ・デイスベンサーからの現金引出しと銀行の免責」幾代通先生献呈論集「財産法学の新展開」三五八頁(一九九三)、山本豊「判批」金法二三九六号七頁(一九九四)などがある。なお、詳細な学説の紹介については、山本論文の八頁から九頁を参照。ほかに四八〇条説もある(石井眞司「支払機による支払免責と民法四八〇条」金法一二二六号五頁(一九八九))。これは、現金自動入出機が真正なカードであることを感知すると記録票が作成され、そのコピーとともに支払が行われることから、この支払票を真正な受領証書と評価することができ、大量・機械的・事務的な債務弁済行為に関する免責を規定した民法四八〇条を類推適用して免責約款をその具体化であると捉える見解であるが、支持する学説は見られない。

(6) 林良平教授は、現金自動入出機による払戻しでの過失判定は、払戻し段階での過失に限らず、現金自動入出機などによる払戻しシステムの全過程を通じて判断すべきことを早くから主張されている(林良平「CD取引の法的構造」金法七三九号一〇頁(一九七四)、同・前掲注(5)・一五頁)。

(7) この判決は、偽造手形誤払いのケースにおいて、印鑑照合は平面照合でよいが、印鑑照合の事務に習熟している銀行員が社会通念上一般に期待されている業務上相当の注意をはらって熟視することを要するとし、免責約款があるからといってこの注意義務を軽減するものではないことを明らかにしたものである。その後、普通預金に関しても同様な判決がなされた(最判昭和五〇年六月二四日金法七六三三三頁)。

(8) 中舎・前掲注(2)・一三頁。

(9) 佐藤岩昭「判批」判タ八五五号三〇頁(一九九四)。類似の指摘は打田||中馬・前掲注(5)・四一六頁

にも見られる。すなわち「銀行は支払いシステムの整備と該システムの管理及び預金者の指導につき注意義務を負い、これらの点につき過失があったため誤払等により預金者に損害を及ぼしたときは、債務不履行による賠償責任を負う」とする。

(10) カードを利用せず通帳と暗証番号だけで払戻しができるシステムは、郵便貯金において採用されているほか(約款上の規定も存在する)、それを採用している金融機関は、必ずしも北部九州地区に限られず、少数ながら全国的に見られる。

(11) 有力説に対して、銀行取引の大量取引性・画一的統一的处理の要請を強調して、預金者側の帰責事由の有無・軽重によって、銀行側の責任を決することはできないとする説として、川村正幸「判批」金商八一
一号四七頁(一九八九)がある。

(12) 沢井裕「注釈民法(12)」八七頁(一九七〇)、岩原・前掲注(5)・二〇一頁、山下・前掲注(5)・二〇〇頁、星野英一「民法概論Ⅲ」二四三頁(一九九二)。

(13) 林・前掲注(6)「CD取引の法的構造」一〇頁、松本・前掲注(5)・一一頁、塚原・前掲注(5)・一七頁。

(14) 東京地判平成二一年四月二二日金法一五四九号三三頁。

(15) 林・前掲注(6)「CD取引の法的構造」二〇頁、伊藤・前掲注(5)・七八頁。

(16) 長尾治助「判批」リマークス九号四九頁(一九八九)、岩原・前掲注(5)・三九頁から四〇頁、河上・前掲注(5)・三六三頁。

(17) 能見善久「注釈民法(10)」六五二頁(一九八七)。

(18) 山本・前掲注(5)・九頁。

- (19) 佐藤・前掲注(9)・三〇頁から三二頁、打田Ⅱ中馬・前掲注(5)・四一六頁。
- (20) 機械払いシステムの利用が銀行と預金者と特殊な協力関係と信頼により成り立つとする考え方は、林・前掲注(5)・一六頁や打馬Ⅱ中田・前掲注(5)・三二七頁にも見られる。
- (21) 預金者にこのような義務を認めるべきだとする主張として、林・前掲注(6)「CDカードによる払戻しと免責約款」一五頁、伊藤・前掲注(5)・七八頁、佐藤・前掲注(9)・三二頁。
- (22) 拙稿「民法四一八条の類推適用による履行請求権の割合的縮減」愛知大学法経論集一六〇号一〇三頁(二〇〇二)。従来、過失相殺は不法行為法の領域で盛んに議論されていたが、伝統的には不法行為として扱われてきた問題が付随義務違反という形で債権法の領域に持ち込まれることが多くなったことに伴い、損害賠償請求権を縮減する法理である民法四一八条の存在意義が改めて見直されるに至っており、こうした状況を踏まえて、過失相殺法理を債務不履行の場面でもっと積極的に活用すべきことを論じたものであるが、本稿が問題とする四七八条の問題にも言及している。
- (23) 全銀協は平成一三年に「全銀協ICキャッシュカード標準仕様」を制定し、ICカードへの切り替えに本格的に乗り出している。
- (24) 東京三菱銀行は二〇〇四年度中に、クレジットや電子マネーなど全ての決済ができる新型のIC搭載キャッシュカードを個人向けに発行する予定であり、これにより預金通帳は不要となることから、防犯性と使いやすさは向上するといわれている。他の金融機関の状況として、二〇〇一年には、みずほファイナンシャルグループがグループ関係者を対象にICキャッシュカードを、また東京三菱銀行が行員向けに電子マネー搭載のICカードを発行、二〇〇二年にはUFJ銀行が一部の預金者に限定してICキャッシュカードを発行するとともに、二〇〇三年にはキャッシュカードとクレジットカードの一体型カードをIC化してい

る（日経新聞二〇〇三年九月二七日）。

- (25) 松本・前掲注(5)・二一頁、岩原・前掲注(5)・二〇二頁から二〇三頁。アメリカ及びドイツの各制度に関する説明として、後藤紀一「EFT取引の法的問題点と最近のイギリス及び西ドイツの事情について」金法二一九号四七頁（一九八九）、沢野直紀「アメリカの連邦電子資金振替法について」ジュリ七七二号一九三頁（一九八二）、同「無権限資金移動と損失負担」竹内昭夫先生選暦記念「現代企業法の展開」三八九頁（一九九〇）。